

「職員の給与に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(平成 26 年 9 月 18 日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を 4 月時点で比較したところ、民間給与が本市職員の給与を 948 円 (0.24%) 上回っていたことから、15 年ぶりに給料表の引上げ改定を行うよう勧告しました。

また、特別給(ボーナス)についても、市内民間事業所における支給割合が本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を上回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.15 月分引き上げ、年間 4.10 月分とするよう勧告を行いました。ボーナスの引上げは、7 年ぶりとなります。
- 2 本年の人事院勧告においては、国家公務員について、「給与制度の総合的見直し」として、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分について勧告されたところです。

本委員会では、これまでから、「職員の職務への意欲を喚起し、もって市民サービスの向上に資する」という視点から、給与制度の見直しを実施してきたところであり、今後もこうした視点で、今般の国の改定状況や他の地方公共団体の動向等も考慮しつつ、本市の実情を踏まえ、より本市にふさわしい給与制度について早急に検討していく必要があることを報告しました。
- 3 給与に関するその他の課題としては、高齢層職員の給与の在り方を引き続き検討する必要があること、給与構造の見直しに伴う経過措置を廃止することが適当であること、住居手当制度の在り方について、他の地方公共団体の動向を踏まえ検討する必要があることを報告しております。
- 4 公務運営の改善に関しては、人材の確保・育成に関する種々の取組の推進、女性職員の登用の拡大、更なる時間外勤務の縮減、メンタルヘルス対策、各種ハラスメント対策等に取り組む必要について報告しております。
- 5 市民の皆様におかれましては、本委員会が行う勧告・報告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。